

加税発第400号
令和3年1月28日

公益社団法人 行田法人会
会 長 大久保 毅 様
加須支部長 鳥海 靖久 様

加須市長 大橋 良



令和3年度 税制改正に関する提言について (回答)

日頃より、市政について御理解御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、貴会より提出いただきました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

I. 税・財政改革のあり方

I. 税・財政改革のあり方

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

- (1) 新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。その際、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

2. 行政改革の徹底

新型コロナウイルス対策については、旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

3. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

【回 答】

I. 税・財政計画のあり方

I-1- (1) 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

本市では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国・県の各種支援策について、市ホームページの特設サイトや市広報紙での特集記事を作成し周知を図っております。また、融資に係るセーフティネット保証の認定については、市独自の試算表を作成し書類の簡素化に努めたほか、プロジェクトチームを発足させ、翌営業日に交付するなど迅速な対応を行っております。

その他、市独自の取り組みとしましては、地域経済支援の一環として事業者支援を目的に、6月には市内飲食店の利用を促進する「かぞえール飯事業」を実施するとともに、前年同月比で売上減少率が30%以上50%未満の事業所に対して10万円を交付する「がんばる事業所応援事業」も実施し、事業者の経済支援に取り組んでおります。

また、9月には、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、新しい生活様式に対応した事業所の応援を目的に、10万円を上限とした補助金を交付する「新しい生活様式取組事務所応援事業」を実施しており、補助金の交付につきましては、書類不備を除き、翌週に交付しております。

さらに、11月からは、加須市独自の地域通貨券である「ちょこっとおたすけ絆サポート券」5,000円分を全世帯に配布し、市内登録店舗でご活用いただいております。

今後につきましても、新型コロナウイルス感染症に対しては、「感染予防」、「生活支援」、「事業者支援」を本市の3本柱として、効果的な支援について検討、実施してまいりたいと存じます。

I-1- (2) 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

災害対策、少子化対策や長寿社会への対応など、本市におけるさまざまな課題への解決へ向けて対処していく必要がある中、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、市税などの一般財源は減少することが見込まれております。さらに本市の重要な財源のひとつである地方交付税は、令和2年度から合併特例による加算措置が無くなっており、市税とともに自主財源の伸びが期待できない状況であり、来年度の予算編成作業を通じましても、非常に厳しい局面を迎えているところであります。

本市の財政運営に当たりましては、これまでも歳入見積の正確な把握、財政負担の軽減・平準化など計画的に支出を行うとともに、「収支の均衡」、「債務残高の圧縮」、「将来への備え」の3つを財政運営の基本とし、短期的な財政状況だけではなく、中長期的な視点で将来を見据えて取り組んでまいりました。コロナ収束後も続くであろう厳しい状況下において、今後もこの3つの基本姿勢を堅持しながら、執行事業の優先順位を明確にした事業の選択と集中、これまで以上の経常経費の節減、老朽化する公共施設の統廃合など、歳出の抑制を図りながらも、市民サービスの更なる充実に向けて、持続可能な財政運営を実行してまいります。

I-2 行政改革の徹底

合併後の加須市は、11万人を超える市民と、133平方キロメートルの市域を擁する大きな市となり、地方分権時代を迎えている中、これまで以上に自らの責任と判断で、主体的に行政運営を進めていくことが求められています。特に、複雑多様化する市民ニーズに対応し、職員個々の能力を向上させ、それらを有効に活用し、全体としての「市役所力」を高めていくことが必要だと考えております。

このようなことから、平成23年10月に加須市職員能力開発基本方針を定め、職員の意識改革と能力の向上を推進しており、能力を引き出す人事管理として、昇任試験制度や人事評価制度等を実施しております。今後とも最小の経費で最大の効果を上げられるよう、職員の能力開発に取り組んでまいります。

官民給与の比較は、民間、公務員の実態調査を基に行われ、単純に平均値を比較するのではなく、

仕事の種類、職員数、責任の度合い、年齢、学歴、勤務地域といった主な給与決定条件を同じくするグループごとに比較し、国家公務員の人員構成を基準としてラスパイレス算式で全体の官民較差が算出されています。

民間準拠原則を採用する理由について、人事院は「国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、その給与は、民間企業とは異なり、市場原理による決定が困難であることから、その時々々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的であり、職員の理解と納得とともに広く国民の理解を得られる方法であると考えられることによる」と説明しております。

国家公務員の給与水準を目安とするラスパイレス指数（令和2年4月1日現在）を見ますと、全国市平均 98.9、埼玉県内市平均 100.0 のところ、加須市は 98.8 と低い値になっております。

また、都道府県や政令指定都市等においては、人事委員会の権限に基づき、県内民間事業所の従業員と県職員の給与等について毎年調査（職種別民間給与実態調査、職員給与実態調査）を行い、比較の上、均衡させることを基本に、給与改定等の勧告を行い、人事委員会が事前に首長に行う独自の給与勧告が給与改定を主導しております。

加須市における一般職職員の給与は、国の人事院勧告ではなくこの埼玉県の人事委員会勧告を改定の基礎としており、県内民間事業所の従業員の状況を踏まえ、議会の議決を経て改定されるものです。

なお、令和2年度の国の人事院勧告及び埼玉県の人事委員会勧告において期末手当を見直す勧告がされており、市もこれらを踏まえて改定いたしました。

加須市では、人件費の抑制への取組への一環として、平成23年3月に加須市定員適正化計画を策定し、定員の適正化に取り組んでおり、平成22年4月1日現在の職員数797人を基準として、11年後の令和3年4月1日現在の職員数を697人（▲110人（12.5%））とすることを目標としています。

令和2年4月1日現在の職員数は706人であり、これまでに職員数91人（▲11.4%）を計画的に削減してきました。

今後においては、将来にわたって行政サービスを確実に提供し、新たな行政需要に対しても的確に対応していくため、業務量に応じた必要な人員を確保するとともに、業務の効率化や既存体制の見直しなどにより、適正な定員管理に努めてまいります。

I-2 行政改革の徹底

加須市議会における議員定数については、令和2年1月30日に開催した「加須市議会議員の定数に関する公聴会」での意見等を踏まえ、令和2年第1回定例会において「加須市議会議員定数条例」を一部改正し、次回改選期（令和5年4月）の一般選挙から、現行の議員定数28人を25人にする事としております。

また、市議会では、令和2年6月24日に新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度における議会運営委員会の行政視察等を中止し、その経費等の削減額計164万9千円を新型コロナウイルス感染症対策の財源とするよう市長に要請し、令和2年第2回定例会の追加議案として予算の減額補正を実施しております。

I-3 マイナンバー制度について

マイナンバー制度を推進するためには、制度の趣旨や重要性のほか、どのような利便性があるのかなどについて、広く市民の方に理解を深めていただくことが大切であり、そのためには十分な周知が必要であると考えております。

現在のマイナンバーを活用した主なサービスの状況といたしましては、住民票の写し等のコンビニ交付サービスや、様々な行政手続き等における公的な身分証明書としての使用のほか、e-TAXに

よる確定申告、さらには令和3年3月からは健康保険証として利用できるようになるなど、マイナンバー制度の利便性の向上と利用の拡大が見込まれており、国の方針においても、国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性の向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図ることとされております。

本市では、これらのマイナンバー制度の趣旨を周知するため、平成26年12月から市ホームページに掲載や本庁舎や各総合支所にリーフレットを配備するとともに、カードの普及促進と合わせて、行政情報モニターでの上映のほか、窓口でお渡ししている証明書用封筒へのPR印刷、さらには、案内チラシの全戸配布や市のイベント時における申請受付の実施など、様々な広報媒体やイベント等の機会を捉え周知を図っております。

また、国が進めるマイナポイントによる消費活性化策及びマイナンバーカードを健康保険証として利用できる施策を普及促進の契機として捉え、より多くの市民の方にマイナンバーカードを取得していただくため、マイナンバーカードの交付窓口を増設するなど、交付体制の強化も図ってまいりました。

今後におきましても、利便性の向上と利用の拡大が様々な分野で見込まれている事業であることから、あらゆる広報媒体を活用することにより、市民の皆様にマイナンバー制度の理解を深めていただけるよう努めてまいります。

Ⅱ. 地方のあり方

Ⅱ. 地方のあり方

今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。この理念と手法は地方創生戦略にも通底する。地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ真の活性化にはつながらないからである。

回 答

本市では、これまで、少子化に伴う人口減少・長寿化が進展する中、市民ニーズの多様化、厳しい財政状況、地方分権・地方創生の進展を背景に、地域の特性を活かした均衡ある発展と安定的な行政サービスの維持・向上を図るため、市民と行政がそれぞれの責任や役割を分担しながら連携する市民との協働によるまちづくりを基本とし、効果的で効率的な行政運営と持続可能で安定的な行財政基盤の構築に取り組んでまいりました。

具体的には、組織機構の見直し、定員管理の適正化、職員の能力開発、PDCAサイクルの行政評価による事務事業の改善・見直し、行政サービスの電子化、民間委託等の推進などにより、職員数及び人件費並びに事務経費等の削減を図り、市役所のスリム化とともに、適切な行政サービスの維持・向上、地域課題の改善に努めてまいりました。

また、人口減少を抑制し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくことを目的とした「加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成28年2月に策定し、雇用創出や子育て支援、良好な住環境の形成など、人口減少対策を積極的に推進してきた結果、人口の社会増減が平成28年度からプラスに転じ、その状況が継続しているといった成果が表れております。

しかしながら、少子化に伴う人口減少・長寿化の進展をはじめとした社会経済情勢の変化による社会保障費の増加、公共施設の老朽化対策、生産年齢人口の減少による税収入の減少に加え、合併特例による地方交付税の加算措置の終了に伴い、本市の財政状況は厳しさを増しております。

また、こうした社会経済情勢の変化に伴う様々な制度改正や行政需要への対応、さらには、頻発する自然災害への対応や感染症の流行による新しい生活様式を踏まえた感染症対策などが求められております。

これらの本市を取り巻く環境が急速に変化する中で、ICTなどのデジタル技術を活用した新しい行政運営の手法を取り入れるなど、現在の行政サービスの水準を将来的に維持・向上を図るとともに、今後も増加する新たな行政課題や多様化する市民ニーズに的確かつ柔軟に対応するため、引き続き効果的で効率的な行政運営の推進と将来を見据えた安定的な財政基盤の確立とともに、本市の特性を活かした活力ある豊かな地域社会の実現に向けて取り組んでまいります。

一方、議会運営において、加須市議会の議員報酬（月額378,000円）は、平成8年4月1日から約24年間据え置かれており、埼玉県内40市中多い方から数えて26番目の金額となっています（県内の平均月額報酬は、418,175円：令和元年12月31日現在）。

また、政務活動費（1人当たり月額12,000円）は、埼玉県内40市中、少ない方から数えて2番目の金額となっており、平成31年3月に制定した「加須市議会政務活動費マニュアル」に基づき、必

要な経費を適切に充当できるよう努めております。

今後とも市民との連携・協働を推進し、議会改革を重ねながら全力で市民の信託に応えるため、平成30年7月に制定した「加須市議会基本条例」に基づき、円滑な議会運営に取り組んでまいります。

Ⅲ. 租税教室の充実

Ⅲ. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の用途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

【回 答】

租税教室については、平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日閣議決定）において、「租税教室の充実」が初めて閣議決定され、官民及び関係省庁が連携して「租税教育の充実」に取り組むこととされました。

これを受け、国税庁、総務省及び文部科学省が協議を行い、平成23年11月16日に「租税教育推進関係省庁等協議会」を発足させ、協力して租税教育の充実に向けて継続的に取り組んでいくこととされました。

令和2年度におきましては、講師のマスクの着用や手指消毒等、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、小・中学校において、行田税務署及び行田県税事務所、税理士会、加須市役所税務課、収納課職員により租税教室を開催いたしました。

また、各学校において「税についての作文」に関する取組や、各小学校において「税に関する絵はがきコンクール」に関する取組も行っております。

今後におきましても、加須市として、次の時代を担う児童生徒が、租税の意義や役割を正しく理解し、また、その使い道に関心を持ち、主体的に生きる平和で民主的な社会の形成者に必要な資質・能力を育成することを目的に、租税教育のさらなる充実に努めてまいります。

IV. 地方税関係

IV. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

3. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

【回 答】

1 固定資産税の抜本的見直し

- (1) 土地、家屋及び償却資産の評価につきましては、地方税法第 388 条及び第 403 条の規定により、総務大臣が評価の基準・評価の実施方法・手続きを定めた『固定資産評価基準』に基づき、市町村長は価格の決定を行わなければならないとされております。

そのため、御提言いただいた商業地等の宅地の評価方法の実施につきましては、同法及び同基準の改正が必要となります。

- (2) 前述と同様に家屋の評価につきましても、同基準に基づき価格の決定を行うことが、市長村長に義務付けられており、同法及び同基準の改正が必要となります。

なお、同基準のなかで家屋の経過年数に応じた評価方法として、経年減点補正率とよばれる補正係数により、対象とする家屋の構造及び用途に応じ、それぞれの経過年数に応じて最下限 20%まで減価を行っております。

- (3) 償却資産の少額資産の範囲につきましては、同法第 341 条第 4 項及び同法施行令第 49 条の規定により、取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したもの及び法人税法第 64 条の 2 第 1 項・取得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産で取得価額 20 万円未満のもののみとされております。

また、賦課期日につきましては、同法第 359 条の規定により、当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日とされています。

そのため、償却資産の見直しにつきましても、法令の改正が必要となります。

なお、本市においては、生産性向上特別措置法に基づく地域決定型地方税制特例措置により、中小企業等が新規に取得した、労働生産性向上につながる先端設備等に該当する機械及び器具等（償却資産）に対して、課する固定資産税を、3 ヶ年度分において、ゼロに軽減しており、新たに設備投資を行う事業者に対して、償却資産の税制支援策を講じております。

- (4) 固定資産税の免税点につきましては、同第 351 条の規定に基づき固定資産税の課税標準額となるべき額が土地は 30 万円、家屋は 20 万円、償却資産は 150 万円に満たない場合に課税することができないとされております。

そのため、固定資産税の免税点の大幅な引き上げにつきましても、同法の改正が必要となります。

- (5) 土地の評価につきましては、国土交通省所管の「地価公示」、総務省所管の「固定資産税路線価」、国税庁所管の「相続税路線価」とそれぞれの目的に応じ制度が設けられておりますが、固定資産税路線価は、同基準により地価公示価格の 7 割を目途に評点することや、相続税路線価の附設のない一部地域について、評価倍率表により固定資産税路線価等の値を用いて算定するなど密接に関連しております。

しかしながら、それぞれの制度の目的や評価地点数、価格の水準等の点で大きな相違があり、評価体制を一元化した場合には、価格の見直しが納税者の税負担に直結するなどの問題がございます。

したがって、評価体制の一元化については、こうした課題を踏まえ、関係省庁の合意形成が図られたうえで、地方税法をはじめとした関係法令及び同基準の改正が必要となります。

2 超過課税

地方税制におきましては、税目、課税標準、税率などの基本的部分については、地方税法による詳細な枠組みが定められておりますことから、法に定められている標準税率よりも高い税率を課することができる超過課税については、「財政上その他の必要性があると認められる場合」と規定されています。また、一方では、住民負担の実情に鑑み、できるだけ標準税率による課税が望ましいとする通達もございますことから、実施に当たっては、慎重な取り扱いが求められるところです。

超過課税は、行政需要への計画的な対応や特定の政策目標を達成するため、条例で定めた超過税率により課税するものですが、現在、本市が実施している、超過課税はありません。

3 法定外目的税

法定外目的税については、地方公共団体が、地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができるもので、平成12年4月の地方分権一括法による、地方税制の改正により創設されました。

法定外目的税は、税収の用途を特定し、課税自主権尊重の観点から、行政需要への計画的な対応や特定の政策目標を達成するため、地方税法に定めた税目以外の税源を対象に、地方公共団体が創設する税ですが、現在、本市が課税している、法定外目的税はありません。